令和８年　神奈川県議会　環境農政常任委員会にて

■環境教育について
■環境学習リーダー養成講座について
■ＩＧＥＳについて
■神奈川県地球温暖化対策推進条例の見直し結果について
■ＦＣＶの普及促進等に向けた取組について
■かながわブランドについて

◆小野寺慎一郎委員
公明党の小野寺です。よろしくお願いいたします。
私からは、まず環境教育、環境学習について何点か伺いたいと思います。
環境学習あるいは環境教育というのは、県民の皆さんが環境問題を自分事として捉えて、その解決を図っていくために不可欠であり、よって、より推進をしていくということが重要であると考えております。環境農政局の様々な事務事業を見ますと、かながわ環境教室のほか、環境科学センターで環境学習施設の貸出しでありますとか、環境学習リーダー養成講座などの取組を行っていることは承知していますので、それらの事業の概要について何点かお伺いをしたいというふうに思います。
まず、確認ですけれども、かながわ環境教室についてどういった方が講師を務めているかを含め、具体的にどのような取組を行っているのか、改めて実績とともに伺いたいと思います。

◎環境課長
かながわ環境教室は、環境エネルギーなどに関して豊富な知識・経験を有するＮＰＯ団体や企業などから講師を募集し、県内の小中学校、高等学校などからの申込みによって学校に講師を派遣して、環境に関する体験型の事業を行う取組でございます。講師は今年度はＮＰＯ団体 41 者、企業等 14 者に御登録をいただいており、ＮＰＯ団体に対しましては講師派遣に際して県から必要経費、上限３万円でございますが、お支払いしております。
また、事業メニューといたしまして、今年度は地球温暖化やエネルギーをテーマとしたものが 35 講座、自然保護・生物多様性についてが 23 講座、廃棄物対策・資源循環が 18 講座あり、そのほかのテーマを含めて全部で 82 講座を設定しております。
最近の事業実績につきましては、いずれも延べ数になりますが、令和４年度が 84 校で受講生徒数約 6,100 人、令和５年度が 96 校で 7,700 人、令和６年度が 125 校、約 7,900 人の生徒に御利用いただいております。

◆小野寺慎一郎委員
　そのかながわ環境教室なんですけれども、学校に対しては具体的にどのような周知を図っているんでしょうか。また、環境教室を受講した各学校の反応も、あわせてお聞かせください。

◎環境課長
　学校への周知につきましては、県ホームページで通年案内しているほか、例年４月頃と９月頃の年２回、公立学校には県や市町村の教育委員会を通じまして、また私立学校に対しては直接郵送することによって、各学校宛て案内チラシを配布させていただいております。
　受講した各学校の反応といたしましては、実施後の先生向けアンケート結果では、「教室だけでは学べないことが体験しながら学べた」あるいは「専門家に授業をしていただき、ありがたかった」などの感想をいただいております。また、副次的な効果としまして、外部講師の派遣によって学校の先生の負担軽減にも役立っているのではないかと考えております。

◆小野寺慎一郎委員
　今、おおむね、いい評価をいただいているというようなお話だったんですけれども、肝腎なのは、その児童・生徒の皆さんがこの受講したことによって行動変容にどうつながっているかというのが大事だと思うんですけれども、その辺の何か感想みたいなことって学校から聞いていますか。

◎環境課長
　行動変容につきましては、学校から特段の意見はいただいておりませんけれども、こちら環境教育、環境学習全般の課題として、こちらとしても認識しております。環境学習の効果が実際に行動変容に結びついているのか、なかなか捉えられていないと感じておりまして、今後かながわ環境教室を受講した生徒を対象に追跡調査のような取組ができないか、検討したいと考えております。

◆小野寺慎一郎委員
　なかなか難しいですよね。私も以前、20 年前、それよりもちょっと前かな、ドイツで環境教育のことをいろいろ調査してきたことがあるんですけれども、どんなに教えても、すごく熱心にやって学校で取り組んでいるんだけれども、結局、子供たちは冬場になると、がんがん暖房の効いた部屋の中で半袖で暮らしているというようなそんな実態があるので、なかなか浸透させるのは難しいんだというようなそんな感想を聞いてまいりました。この事業を今後実施していく上で、どんな課題があるというふうに考えていらっしゃいますか。

◎環境課長
　かながわ環境教室は、小中学校、高校、特別支援学校など幅広くを対象としております。ただ実際には小学校さんの希望が多くて全体の８割程度を占めてい

る状況でございます。なので、今後は中学校や高校などの利用拡大ができないか、そんなことを考えております。

◆小野寺慎一郎委員
　次に、環境学習リーダー養成講座についてお伺いをいたします。
　これまでの要請実績と、環境学習リーダーが具体的にどのような活動を行っているのか、お伺いをします。

◎環境課長
　環境学習リーダー養成講座は、環境科学センターにおきまして平成５年度から実施しており、令和６年度までに延べ 1,075 人の方が講座を修了しております。本講座は１回２時間程度の講座が全 10 回ありまして、このうち８回以上受講された方を修了者として認定しております。この講座を修了した有志が集まりまして、ＮＰＯ法人神奈川県環境学習リーダー会を設立し、毎年、はまぎんこども宇宙科学館の洋光台サイエンスクラブで実施しております環境体験教室のほか、市町村が主催する環境イベントや講座などで講師を務めていただいております。また、自主的に地域の環境サークルを主催して活動しているリーダーもおり、多彩な活動を通じて県民への環境意識の定着に貢献しております。

◆小野寺慎一郎委員
　分かりました。この環境学習リーダー養成講座なんですけれども、先ほど平成５年から始めて、これまで 1,075 名の方が受講されたということなんですが、現在、実際に活動されている方というのが何人ぐらいいらっしゃるのか。あるいは、せっかくそういう講座で養成を図った方々なので、県と連携した取組、どんなものがあるのか、それをあわせてお伺いしたいと思います。

◎環境課長
　講座を修了され、現在リーダーとして活動されている方については、環境科学センターのホームページに環境学習指導者情報として掲載しており、現在 73 名に登録いただいております。
　また、県と連携した取組ですが、一例としてＮＰＯ法人神奈川県環境学習リーダー会には、環境課で実施しておりますかながわ環境教室や、環境科学センターが毎年実施しております夏休み子ども環境体験教室の講師として御協力いただいております。

◆小野寺慎一郎委員
　冒頭にも申し上げましたけれども、環境教育というのは大変重要だというふうに考えています。この環境教育の場を県民の皆さんに、より身近なものとして提供していくために、今後どのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

◎環境課長
　環境問題を身近に感じていただくためには、環境学習リーダー会など外部の

団体とも連携しながら、かながわ環境教室などを通じて環境教育や環境学習の機会を提供してまいります。また、こうした機会を今後も継続的に提供できるよう、引き続き環境学習リーダーの人材育成にも取り組んでまいります。

◆小野寺慎一郎委員
　漠然と環境といっても、なかなか自分事として捉えられないというのが大変な難しいところだというふうに思うんですね。ですから、今、これまでの質疑があったりすれば、プラごみの問題だとか食品残渣の問題だとか、身近なところに引きつけて啓発をしていくしかないというふうに思っているんですけれども、特に学校で難しいなと思うのは、例えばこの環境以外にもお金の教育ですよね、例えば金融機関から専門家の方が来てくれたり、あるいは社会保険労務士の方々が学校に出向いて、社会人になったときのいろいろな働くことであるとか社会保険のことであるとか、そんなことを教えてくださって、そうした取組をしていただいているんだけれども、なかなか授業時間が空けられないというようなことも聞いています。しっかり県としても各学校に働きかけて、これからも環境課としては充実していくように取り組んでいっていただければというふうに思っております。
　次、ＩＧＥＳについてお伺いをしたいと思っております。
　委員会資料の６ページの４に、令和８年度一般会計当初予算歳出の主な事業、この先方に地球環境戦略研究機関支援事業費として約 8,800 万円が計上されています。そこで、ＩＧＥＳというのは県所管の第三セクターでありますので、その在り方というか、それについて何点かお伺いをしたいと思います。
　まず、県がＩＧＥＳに財政的な支援を行っている経緯と、それがどのように使われているのかを確認の意味で教えてください。

◎環境課長
　ＩＧＥＳは平成７年に地球規模、特にアジア太平洋地域の持続可能な開発の実現を図るための戦略研究を行う目的の下、内閣総理大臣の私的諮問機関により設置の提言がなされ、本県を含む全国 26 自治体が誘致を要望した中で、平成９年に湘南国際村に立地が決まりました。県は、設立に当たり基本財産 5,000 万円を全額出資しており、以降も誘致自治体の責務として財政的支援を続けております。支援事業費につきましては、ＩＧＥＳの管理業務費と光熱水費に充当されております。

◆小野寺慎一郎委員
　県所管の三セクだけれども、別に神奈川県のために何かをやっているわけじゃないという、そういう機関なんだと思いますけれども、このＩＧＥＳを誘致するに当たって、これ、かなり昔の話ですけれども、どういう狙いがあったというふうに認識されていらっしゃいますでしょうか。また、あわせて、ちょっと先ほど触れましたけれども、神奈川県に対してどういう貢献をしていただいているのか、それと併せてお伺いをしたいと思います。

◎環境課長
　誘致の狙いといたしましては、環境分野における国際貢献のほか、地域貢献の分野では自治体への政策形成への研究成果のフィードバック、県内の環境関係人材の育成などがございます。本県では、これまでも国際的に高度な知見を有するＩＧＥＳが本県にあったという強みを生かしまして、かながわ脱炭素ビジョン 2050 の共同研究を行ったほか、県が策定する環境分野の計画類の策定時はアドバイスなどもいただいております。また、毎年、県と環境問題などをテーマに共催セミナーを開催し、県施策の周知を盛り込みながら、県民向けにＩＧＥＳの研究成果を分かりやすく発信しており、セミナー参加者からも好評をいただいております。

◆小野寺慎一郎委員
　分かりました。今後、ＩＧＥＳとの連携をさらに進めていくためにどういう取組を行っていこうとされているのか、お伺いします。

◎環境課長
　ＩＧＥＳは国際的な研究機関であり、県の環境関連の所管課にはＩＧＥＳとの日常的なつながりが少ないところも多く、連携に対する意識が働きにくいという課題もございました。そこで、昨年 10 月にＩＧＥＳと県と、県の顔の見える関係づくりを目的として、ＩＧＥＳの主要な研究分野に関連する県の所管課とＩＧＥＳ等連絡会議を開催しており、今後も定期的にこのような場を設けていく予定です。
　また、今後は、ＩＧＥＳと自治体との連携事例について県外の事例も含めて整理し、県内部だけではなく県外市町村にも周知し、ＩＧＥＳの積極的な活用を広く呼びかけていくことにより、地域貢献の幅が広がるよう取り組んでいきたいと考えております。

◆小野寺慎一郎委員
　分かりました。様々なところから、多分、研究の原資を集めて事業を進めていっているんでしょうから、神奈川県だけが大スポンサーになるということではないんだと思いますけれども、せっかく立地をしているわけですから、神奈川県が直面する様々な環境面の課題、そういうところにも、このＩＧＥＳの知見を生かしていっていただければいいのかなというふうに思います。
　特に、今、我が国の課題として、科学技術に関しては優秀で若い人材というのは、もう世界中で分捕り合いなんですよね。今そういう若い研究者たちの流れの中に、どうも日本が入っていないという非常に深刻な状況にあるということを専門家からも伺っておりますので、やっぱりＩＧＥＳに集まってきている様々な国際的ないろんなルーツを持つ研究者、これは非常に貴重だというふうに思っています。ですから、繰り返しになりますけれども、この誘致自治体である関係性をフルに生かしていただいて、県内で広く地域貢献を推進していただくように要望させていただきます。
　この質問はこれで終わります。

（休憩　午前 11 時 59 分　　再開　午後零時 59 分）

◆小野寺慎一郎委員
　午後も質疑、よろしくお願いいたします。
　まず、午後の最初に、神奈川県地球温暖化対策推進条例の見直し結果について何点か伺いたいと思います。
　今回の報告の中で、神奈川県地球温暖化対策推進条例の見直し作業を行ったということでありました。この条例の見直しの結果については先行会派からの質疑がありましたけれども、私からも何点か伺いたいと思います。
　まず、この条例を制定した経緯ですね、私もこの制定当時、もちろん議会にいましたけれども、当時、松沢知事が新たな条例づくりに相当な熱量を持って推進していたということがありまして、その一つがこの条例だったというふうに思います。当時、犯罪被害者支援条例などもありまして、国が法律を定めようとしていたときに、屋上屋を架すものになるのではないかというような議論もございました。この温対条例なんですけれども、これ国の地球温暖化対策の推進に関する法律、これ温対法ですね、それでは都道府県に条例制定の義務を課してはいないということになっていると承知をしているんですけれども、この条例をなぜまず制定したのか、そこを確認したいと思います。

◎脱炭素企画担当課長
　条例制定当時、本県の二酸化炭素排出量は増加基調が続いており、一層の温暖化対策の強化が必要な状況でした。そこで、県、事業者、県民、建築主等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、事業者及び県民の自主的な地球温暖化対策の促進等を図るため条例を制定いたしました。

◆小野寺慎一郎委員
　分かりました。この温対法が条例制定を求めていない中で本県は条例を定めたわけですけれども、どの程度の都道府県が本県と同様の条例を制定しているのか、把握されていれば教えてください。

◎脱炭素企画担当課長
　都道府県によって条例の名称も様々でありますので数え方にもよりますが、脱炭素社会の実現を目指して対策を推進するとした条例を定めている都道府県数は 15、そのほか地球温暖化対策に特化した条例を定めているのが九つと承知しております。

◆小野寺慎一郎委員
　本県の条例は、事業者あるいは建物の建築主あるいは開発の事業者、そうした事業者に対して温対法でカバーしていない範囲であって、この本県の条例で追

加的に規定している具体的な義務はどんなものがあるのか、確認をさせてください。

◎事業者脱炭素担当課長
　まず、事業者に対してですが、県内の産業業務４部門になりますが、温室効果ガス排出量の全体の約３分の２、これがこの三つの部門が占めてございます。でも、温対法でも一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者に対しまして、事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の報告を求めていますが、県条例では排出量削減に向けた計画書の作成・提出も含めて義務づけております。
　次に、建築主に対してですが、温対法における位置づけはなく、県条例では一定規模以上の建築物の建築主に対し、地球温暖化対策の措置等を記載した計画書の作成、提出及び取組結果の報告等を義務づけております。また、開発事業者に対しましても温対法では位置づけがない等、県条例では一定規模以上の開発行為を行う事業者が排出量削減を図るために実施する措置等を記載した計画書の作成、提出及び取組結果報告等を義務づけてございます。
　これら三つの計画書については、いずれも自主的な取組を促すことから罰則等は設けてございません。

◆小野寺慎一郎委員
　この三つの計画書制度を導入したことによって、どういう効果があったのか、そこを教えてください。

◎事業者脱炭素担当課長
　まず、事業活動につきましては、制度当初から 2023 年度までに提出された計画 1,922 件のうち 64.6％、1,242 件の計画において事業者が自身で設定した目標を達成しており、自主的な取組が促進されたと考えてございます。
　次に、建築物については環境性能をＳ、Ａ、Ｂプラス、Ｂマイナス、Ｃの５段階で評価しておりまして、制度当初からこれまで提出された計 1,657 件のうち、平均的な環境性能であるＢプラス以上の評価を得た建築物が全体の 77.2％、1,280 件を占めており、環境性能の高い建築物の建築が行われると考えてございます。
　また、特定開発につきましても、制度当初から 182 件、約 590 万平米の区域の届出がございまして、温室効果ガス排出抑制に配慮された開発が進められたと考えてございます。
　なお、特に評価の高い事業活動や建築物等については、かながわ脱炭素大賞で表彰するなど、脱炭素化の好事例として広く県民や事業者にＰＲしてございます。

◆小野寺慎一郎委員
　分かりました。この条例、令和６年度に改正をされています。その内容について改めて確認をさせてください。

◎事業者脱炭素担当課長
　令和６年度の条例改正は、事業活動温暖化対策計画書制度についての改正になりますが、条例改正前の従前の制度では、温室効果ガス排出削減目標について望ましい水準を示しておらず、事業者が設定する目標と県の目標が整合していない場合があるということ、事業者の取組が十分なものか客観的に評価する仕組みがないということが課題となっており、事業活動における温室効果ガス排出削減対策を促進するため、県が評価し、その結果を公表する仕組みを新たに導入するため改正を行いました。
　また、評価制度の導入に併せて、神奈川県地球温暖化対策計画書審査会において業者の評価を行う場合に意見を聴取する事業所等への実地調査について、県職員等の立入り権限の規定を設けるなど、その他、所要の改正も行いました。

◆小野寺慎一郎委員
　この評価制度の導入に当たって、国の法令等の関係も考慮した点があれば教えてください。

◎事業者脱炭素担当課長
　令和６年の温対法の改正によりまして、国への報告にクレジット等を考慮できるということとされたことを踏まえまして、本県においてもこの評価制度の導入に当たり、国と同様、ＣＯ２排出量の算定についてクレジット等を考慮できることといたしました。
　また、令和４年の省エネ法改正を踏まえまして、原油換算エネルギー使用量の算定方法について、省エネ法の定期報告と同じ計算式とするなど、国の法令との整合には十分配慮して取り組んでいるところでございます。

◆小野寺慎一郎委員
　事業者にとっては、国の温対法に基づく温室効果ガスの報告義務があります。県にも報告しなければいけないということで、二重負担というものは軽減されるわけですけれども、この負担を軽減する工夫などは行っているんでしょうか。

◎事業者脱炭素担当課長
　条例の改正前ですが、県に提出する報告書については、計画期間中に提出する排出状況報告書と計画期間が終了した後に報告する結果報告書の２種類ございましたが、これを実績報告書として一つの様式に統合いたしました。また、記入する項目について基本的に数値入力または選択式とし、記述する箇所を基本方針などに絞り込みました。さらに最も事務負担の大きい自社の温室効果ガス排出量の算定について、ＣＯ２排出量の把握管理システムを提供する事業者と連携しまして、計画書の様式と連動したシステム改修を行うなど事業者の負担軽減を図ってございます。

◆小野寺慎一郎委員

理解いたしました。今、国の法令等々の整理や対応、これ理解をさせていただいたんですけれども、県内の自治体で、例えば横浜市でありますとか川崎市も同じような取組を行っているようで、その辺の連携はどういうふうに捉えているのか、教えてください。

◎事業者脱炭素担当課長
川崎市が、県と横浜市よりも１年早く評価制度を導入しておりましたので、川崎市の評価項目等を参考とした上で横浜市とも情報交換を行い制度設計を進めるなど、両市と緊密に連携を図りながら評価制度を導入したところでございます。

◆小野寺慎一郎委員
この評価制度を今後運用していく中で、実効性を担保していくということが何より重要だと思いますけれども、これ、今後どのように取り組んでいくのか教えてください。

◎事業者脱炭素担当課長
来年度から実際に評価を行いますが、原則として全ての評価結果を県のホームページで公表いたします。また、評価結果に応じた支援を行う予定でございまして、具体的には評価の高い事業者に対し県による表彰のほか、県ホームページや県主催の企業向けセミナー等で事例紹介を行うなど、積極的にＰＲすることで取組意欲の維持、向上を図ります。
また、評価の低い事業者に対しては、事業所に直接訪問して取組状況を把握した上で、再エネ設備の導入や省エネ設備の更新など、その事業者に見合った取組を具体的に提案することで、より高い評価が得られるように後押しを行います。
このように評価結果の公表と併せ評価結果に応じた支援を行うことで、事業者全体の取組のさらなる促進を図ってまいります。

◆小野寺慎一郎委員
少し戻りますけれども、先ほど本県と同様の条例を制定している他の都道府県がどのぐらいあるかという質問をしたんですけれども、例えば東京都などはキャップ・アンド・トレード方式というか、いわゆるＣＯ２の排出量の削減義務をつけたり、あるいは未達の場合、罰則まであるというようなそんな条例だという理解をしています。それで一定の効果は出ているというように思うんですけれども、この神奈川県は、いわゆるしっかり手続を定めているという条例であって削減義務もありませんし、罰則もないというような内容になっているんですけれども、これ、東京都はかなり強力な条例になっているんですけれども、ほかの県で同じような厳しい規制を入れている、あるいは義務を課している、そんなような条例を定めている県はございますでしょうか。

◎事業者脱炭素担当課長
把握している限り、東京都のみというふうに承知してございます。

◎脱炭素企画担当課長
　埼玉県も東京都と同様に一緒にやったというところで、把握している限りは東京都と埼玉県になっております。

◆小野寺慎一郎委員
　この条例を定めるときに、先ほど冒頭に申し上げたように屋上屋を架すものになってはいけないんではないかというような議論もありました。ですから、この神奈川県のように努力義務というんでしょうかね、いわゆる事業者の自主的な取組に委ねるということについては、私はそういった条例が適切であるというふうに思っていますので、そんなことでちょっと今、他県の状況をお聞きいたしました。
　東京都の場合は、もう大変なお金をかけて、これを実際に動かしているという話もありますので、ちょっと別格なのかなというふうに思っています。そういう意味では実質的な強制力はありませんけれども、一定のこの計画書で効果が生まれているということは評価をしたいというふうに思っています。
　この温暖化対策を推進していくためには、実際の取組を行う事業者の理解を得るということが、私、第一だというふうに思っています。なので、これは厳しい規制をかければ効果が上がるという側面もあるかもしれないんだけれども、やっぱり事業者に不要な負担をかけることがないように、それでいて、この排出量削減につながる実効性ある取組を推進するというのは大変難しいところもあるというように思うんですけれども、そういったところも含めて、今後とも条例については不断の見直しを行っていくように要望いたしまして、次の質問に移ります。

◎脱炭素企画担当課長
　すみません、先ほど私、埼玉県ということで事例であるとお答えしていますけれども、正確には埼玉県も東京都と同様に排出量取引制度を行っていますけれども、東京都は罰則入りの義務ですけれども、埼玉県は努力義務といったところで、同様の制度なんですけれども努力義務だということで、ちょっと訂正させていただきます。失礼いたしました。

◆小野寺慎一郎委員
　了解いたしました。それでは、次の質問に移ります。
　先行会派の質疑でも、水素エネルギーについて様々ございました。私は水素を燃料とする自動車、ＦＣＶの普及促進等に向けた取組について何点か伺いたいと思います。
　私、ＦＣＶというのは、これからの日本の、あるいは自治体のエネルギー政策を進めていく上で大変重要なものだというふうに思っているんですけれども、世界の状況を見ると、このモビリティー分野における水素関連事業の撤退が相次いでいるということがあります。国内でも、なかなかＦＣＶの普及が進んでいないというそういう報道もあります。そうした状況を踏まえつつ、令和８年度当

初予算案で計上しているＦＣＶの普及に向けた取組、これについて何点かお伺いしたいというふうに思います。
まず、ＦＣＶのうち乗用車の普及状況について確認をさせてください。

◎脱炭素ライフスタイル担当課長
2024 年度末時点の県内のＦＣＶ乗用車の保有台数でございますけれども 609 台で、県内の乗用車全体の約 0.03％でございます。また、直近の 2024 年の状況としましては、本県のＦＣＶ車の新車乗用車販売台数が 67 台となっておりまして、本県全体の新車乗用車販売台数の占める割合は１％に満たないというような状況でございます。

◆小野寺慎一郎委員
せっかくの先進技術ではあっても、ちょっと逆風の中に置かれている状況なのかなというふうに思います。令和８年度、商用車も含めてどのような取組を行うか、また令和８年度の予算額も確認を改めてさせていただきたいと思います。

◎脱炭素ライフスタイル担当課長
令和８年度の取組としましては、昨年５月に本県が国の燃料電池商用車導入促進に関する重点地域に選定されたことを受けまして、新たにＣＯ２削減効果の高いＦＣバスや大型トラックの導入等に対する補助を新設するとともに、小型トラックの導入や水素ステーションの運営に対する補助も拡充するなど、昨年度から約１億 3,000 万円増額しまして、３億 6,900 万円を令和８年度予算に計上しているところでございます。

◆小野寺慎一郎委員
今の金額の内訳をちょっと教えてください。

◎脱炭素ライフスタイル担当課長
今まだ検討中というところではございますけれども、ＦＣＶにつきましては車両の導入補助としまして２億 4,700 万、あとはステーション整備費等補助で１億 2,200 万となってございます。

◆小野寺慎一郎委員
商用車にこれから拡大をしていくということなんですけれども、例えば、これ事業者にとっては、このＦＣＶのトラックでもバスでも、かなりの高額な車両だというふうに伺っているんですけれども、この導入しようとする事業者にとって、どれぐらいの負担が国や県の補助によって軽減されていくのか、そこを教えていただきたいと思うんですが。

◎脱炭素ライフスタイル担当課長
この令和８年度の事業者負担を軽減するという考え方につきましては、商用ＦＣＶについては事業者からもディーゼル車と同程度で購入できるようなこと

が必要というような御意見もございましたので、一般のディーゼル車ではなく商用ＦＣＶを選んでいただけるように、差額分を国と県の補助により、できるだけ埋めるような設定をしてございます。
　例えば、ＦＣ小型トラックにつきましては、国がディーゼル車両の価格との差額分４分の３を補助してございますので、本県としましては、おおむね４分の１程度を補助することによって、ディーゼル車と同額で購入ができるような形、スキームを取ってございます。

◆小野寺慎一郎委員
　国と県の補助の組合せで、どれぐらいの台数が本県の中で導入されるというふうにお考えでいらっしゃいますでしょう。

◎脱炭素ライフスタイル担当課長
　直接の補助からどれだけかというのも、ちょっとなかなか試算が難しいところでございます。あくまで試算というところで、本県の予算に関わる台数としましては大型トラックを大体１台程度、バスについては１台程度、小型トラックにつきましては６台程度、今のところ試算というところでございますが見込んでいるところでございます。

◆小野寺慎一郎委員
　伺ったお話では、例えば小型トラックでも 5,000 万を超えるコストがかかってくる。大型のバスとかトラックでも１億を軽く超えていくという、なかなか導入といっても、すんなりはいかないのかなというふうに思っています。なので、例えば今回のこの予算措置が、具体的にどれぐらいのＣＯ２の削減につながるのかというような議論は、結構無駄な議論だというふうに思いますので、本当にしっかりこういう呼び水となるようなそうした補助、その方法を考えていただければというふうに思っております。
　今、様々やり取りをさせていただきましたけれども、このＦＣＶの普及拡大については、国ももちろんですけれども、かなり水素エネルギーに今積極的に取り組んでいる神奈川以外の、さっき神奈川重点地域というお話もありましたけれども、そういった自治体もございます。これは今後、神奈川県としてはどのように取り組んでいくのか、そのあたりをお聞かせください。

◎脱炭素ライフスタイル担当課長
　商用ＦＣＶについては、水素価格の高騰など厳しい状況が続くことが想定されますが、県ではＦＣＶの普及拡大に向けまして、引き続き初期需要の創出に取り組むとともに、重点地域に選定された他の都県や国、さらには県内市町村やステーション事業者、車両メーカー等と連携し、商用ＦＣＶの導入促進に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

◆小野寺慎一郎委員

かなりの額を県としても補助しても、なかなか一遍に多くの台数を導入できるというところまでいかないと思うんですね。なので、本当に１台、２台、６台というような、さっき具体的な目安もお聞かせいただきましたけれども、やはり導入していただいた暁には、それが県の施策のＰＲにもしっかりつながるように御協力をお願いするというようなことも取り組んでいただきたいというように思っています。

いずれにしても、将来性はあるんだけれども、なかなか今コストの問題で、今課長の御答弁の中で、水素そのものもかなり価格が上がっているということを聞いていますので、しっかり水素社会、これからつくっていくために、一歩一歩大変な御努力も必要だというふうに思いますけれども、お取組をお願いをしたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

次は、かながわブランドについて、また改めて伺いたいと思っています。

９月の常任委員会で、たしか、かながわブランドについて様々質疑をさせていただいて、そして 12 月の常任委員会では、地域の農林水産物を使って神奈川らしいガストロノミー、これをしっかり取り組んではどうかというようなやり取りもさせていただきました。今日はその両面ですね、考えながら何点か質問をさせていただきたいと思っています。

平成 19 年頃に、農林水産省が地域ブランドの戦略の要として様々な方向性を打ち出していたというふうに思います。ちょっと古い話ではあるんですけれども、そこで地域ブランドが備えるべき条件というのが幾つか挙がっていました。いわゆる、ものの価値ですよね。そのブランドに認定された品そのもののポテンシャル、この品質をしっかり確立をしていくこと。あとは２番目として、地域との関連性あるいは地域の人々の愛着、このあたりも問われるんだということ。３番目として、これ、やっぱり販売促進というのが一つの大きな目的ですから、ちゃんと売るための例えばパッケージだとか、そういうマーケティングだとか、そういうこともしっかり工夫をしていかなければいけない。また、一度ブランドとして認定をしたのであれば、これ、消費者の信頼を裏切らないように、しっかりブランド管理をしていくということ、そんなことが挙げられていたというふうに思っていますが、これらの観点から、本県のかながわブランドの現状について再検証させていただきたいと思っています。

まず、一番初めに申し上げた、このかながわブランドとして太鼓判を押したそうした産品のポテンシャルとしてのものの価値、これをどのように見極めているのか、確認をさせてください。

◎農政課長

かながわブランドの登録におきましては、安定した生産と販売に組織的に取り組んでいること、また、県民にアピールできる安全性と商品としての特徴があること、統一の生産出荷基準を守り一定の品質を確保していること、同一商品としての統一性と適正表示を確保していること、県民に販売場所や時期の情報が提供できること、こういったことにつきまして、県と農協、漁協などの生産者団体で組織しておりますかながわブランド振興協議会で確認をしております。こ

れらの要件が満たされたものをかながわブランドとして登録しておりますので、ブランド品としてふさわしいポテンシャルを持っている産品だと判断をしておるところでございます。

◆小野寺慎一郎委員
　そのブランド品のポテンシャルを判断するために、具体的にはどういった審査によって登録し審査を行っているのか、教えてください。

◎農政課長
　かながわブランドでは、登録申請書を提出していただいた後、一次審査では、かながわブランド振興協議会の事務局で書類審査を行い、先ほどの要件を満たしているかを確認します。さらに２次審査といたしまして、１次審査での要件の確認に加えまして食味審査等も行いまして、協議会のほか市場などの流通関係者、また小売店、あとは野菜ソムリエなどの消費者代表で構成される審査委員によりまして協議、審査した上で登録するというような運びになります。

◆小野寺慎一郎委員
　次に、９月の当委員会でも述べたように、多くの登録品が地域プラス産品という名称になっている。例えば三浦大根ですね。そういった地域との関連性、そのあたりは登録の際にどの程度意識をされているんでしょうか。

◎農政課長
　かながわブランドの二次審査では、生産者団体の代表の方に出席していただきまして、直接栽培や生産方法の工夫ですとか、産品の持つ背景や歴史など、そういったストーリーにつきまして聞き取りを行っております。それで他の品目と差別化できる特徴があるかといったところを確認してございます。
　全てのブランド登録品が地域に深く根づいた産品ばかりではございませんが、例えば今年登録いたしました藤沢生まれの藤稔は、そのブランド名のとおり藤沢市内の農家によって育成された品種となってございますし、そのことを市民の皆様に改めて認識していただきたいと、そういった考え方から今回登録申請を行ったという形で伺ってございます。
　また、新たな品目、例えば葉ニンニク、最近、県内でも栽培広がっておりますが、それにつきましても委員がおっしゃるように、地域と併せて、はだの葉ニンニクとすることで、将来的に地域の特産品として愛着を持っていただけるようになることを期待してございます。

◆小野寺慎一郎委員
　分かりました。それでは、これ、前にもちょっと触れたことがあるんですが、このかながわブランドの産品を販売していく上で適正な表示あるいはパッケージ、これを備えるために県としてどういう支援を行っているのか、そこを伺いたいと思います。

◎農政課長
適正な表示につきましては、先ほどの審査の中でまず確認しているというところでございます。そして、パッケージのデザイン等につきましては、それぞれの産地で工夫をしているところでございますが、登録品につきましては、かながわブランドマークを表示することで統一したイメージの浸透を図っているところです。そのため、ブランドのマークですとか、かながわブランドという名称を使った販促資材の作成に対しましては、かながわブランド振興協議会から助成を行っています。そして、県はこの助成金を含む協議会の運営費の一部を負担しているというようなことでございます。

◆小野寺慎一郎委員
それでは、この販売戦略、かながわブランドとしてはどのような戦略を持っていて、その中にどういうような取組をしているのか、そこをお聞かせください。

◎農政課長
かながわブランドは、県内で生産される新鮮で安全・安心な農林水産物及びその加工品を登録し、県民にアピールすることで消費拡大を図るということを基本的な販売戦略としてございます。そのため協議会ではスーパーやイベントで、例えば湘南ゴールドの販促活動などのかながわブランドキャラバンといった活動を実施してございます。
また、県としましても、平成 17 年から県単独事業を創設して大型直売センターの整備を開始いたしまして、各地域で整備が進みました。現在に至るまで、かながわブランドを含めた多くの県産農産物を県民の皆様に届けるための重要な販路となってございます。

◆小野寺慎一郎委員
先ほど冒頭に、農林水産省が平成 19 年に打ち出した、いわゆる地域ブランド戦略ですね、その中で地域ブランドが備えるべき要件というのを四つほど出して、先ほど冒頭にお話をしましたけれども、実はもう一つ、大事な要件があります。これ地域ブランドを単なる記号ではなくて、一つは地域発の商品とかサービスのブランド化、まさに今、神奈川県のかながわブランドが取り組んでいるようなこと。もう一つが、その産品を通して、農林水産物を通して地域内需を向上させていくその地域のブランド化、そこをしっかり結びつけて地域外からも資金とか人材を呼び込む、そういう好循環をつくっていくということも、農林水産省が打ち出した地域ブランド戦略の要の一つなんですね。
それを考えると、神奈川県なり、かながわブランドに認証した産物がたくさんある。これ、非常に神奈川県としては真面目にやっているんだと思います。認証としては、かなりしっかりとした制度になっているのは、今のやり取りでもよく分かりましたですよね。
あとは、例えばプレミアム感というのが本当に出せているのかとか、当然プレミアムということは生産者に入っていく収入というかお金、これも当然プレミアムになっていかないといけないし、そうしたことがしっかり定着をしていけ

ば、神奈川でつくられたものだから、神奈川で取れたものだからという安心感とか、その特別感が消費者は味わえるんだと思います。
　ちょっと漠然とした聞き方で申し訳ないんだけれども、いろんな製品がある中で日本製といって聞いたときに、課長、どんなイメージ浮かびますか。

◎農政課長
　高品質ですとか、そういった安心感があるとか、そういったイメージではないかというふうに感じております。

◆小野寺慎一郎委員
　品質が丁寧につくられているとか、あるいは原材料に信頼が置けるとか、そうした安心のイメージというのがあるんだと思います。諸外国から見てどうかは分からないんだけれども、日本の製品というのは一定の評価を得ているんだというように思うんですね。それと同じように、多分、神奈川のものだから、神奈川で取れたものだから、特に神奈川県民にとって、さっきの日本製の安心というのは、特に日本の国民にとって物すごく大きな意味を持つものだというふうに思います。それと同じように神奈川県民から見たときに、神奈川県産だから安心できる、おいしそうだ、それが僕、さっき申し上げた地域全体のイメージの向上につながってくるんだというふうに思います。
　国は、平成 19 年の農林水産省の戦略というのは、その地域ブランド戦略というのは、そこまで持っていくというようなことも想定されているというふうに思うんだけれども、その辺どうでしょうね、受け止めは。

◎農政課長
　神奈川県産の農林水産物ということで考えますと、先ほど申し上げましたように、本県はやはり直売で県民に安全・安心なものを届けるということでやっております。当然その中には、かながわブランドも入っているわけでございますけれども、そういった安全・安心を高めるような取組については、これまでもいろいろと実施をしてきたところでございますので、かながわブランドについては、その中の特にフラッグシップ的なところとしまして県民の皆様に認識していただくことで、神奈川県、もともとこういった農林水産業というイメージはあまりないと思うんですね。そういったところも再度、県民の皆様にも認識していただいて、例えば都会的な魅力ですとか観光地の魅力、そういったものはあるけれども、さらにその中に農林水産物の魅力が、そういったものもある県ということで認識していただくということで、それの役割をかながわブランドで担っていくというような考え方を持っているところでございます。

◆小野寺慎一郎委員
　先ほど、消費者の信頼を裏切らないブランド管理ということも言わせてもらったんですけれども、この消費者の信頼を裏切らないようにする、最近あまりこれ、おいしくなくなったよねとかそんなことにならないように、かながわブランドとしてはどういう戦略で、このブランド管理に取り組んでいこうとしている

のか、あるいは別の聞き方をすれば、その一つ一つの産品に対して、県としてどういう支援を行っているのか、そしてこれから行っていくのか、そのあたりのこともお聞かせください。

◎農政課長
　ブランドに対して消費者が抱く期待を継続的に守っていくということは、委員おっしゃるとおり大変大切なことだと考えてございます。そのため登録後５年ごとに更新登録を行っておりまして、登録要件が守られているか、安定した供給が継続されているかなどについて確認をしてございます。その結果、残念ながら産地の縮小などにより安定的な生産が維持できなくなって登録抹消となるケースもございます。そういったケースにつきましては、今年度から開始しております生産力拡大に資する機械や器具の購入に対する生産支援事業で補助を行いまして、品質や生産量の確保が図られるよう支援を行っていきたいというふうに考えてございます。

◆小野寺慎一郎委員
　ここまで様々な側面から取組を確認してきましたけれども、このかながわブランド、これまで 30 年以上運用されているわけですよね。その成果というのをどのように捉えていくか、なかなかＫＰＩとかそういった評価になじまないところもあるというふうに思うんですけれども、県としては、このかながわブランドの取組による成果、どのように捉えているのかというところ、また、それを踏まえて今後どのように推進をしようとしているのか、何を考えているのか、そこをお伺いしたいというふうに思います。

◎農政課長
　県民ニーズ調査によりますと、かながわブランドの認知度は約 70％となっておりますので、これまでの活動により、一定の認知度は獲得できているのかなというふうに考えてございます。
　また、かながわブランドの登録件数、年々、急激にではございませんがコンスタントに増加しております。さらに５年ごとの更新登録につきましても大部分の登録品で更新されているというところから見ましても、生産者団体や産地から、登録した効果について一定の評価をいただいているというふうに考えてございます。
　ただし、いろいろこれ、さらに認知度を高めたり充実させていくということは必要ですので、今年から新たに開始しましたＰＲの事業、また先ほど申し上げた生産支援、またＷＥＢ物産展によりまして生産から販売までの各段階で支援することで、かながわブランドがさらに県民の皆様に愛され信頼されるブランドとなって、地産地消や地域の活性化にも寄与するよう推進していきたいというふうに考えてございます。

◆小野寺慎一郎委員
　かながわブランドの価値を上げていく、これは前回のやり取りで質疑のとき

に、このかながわブランドに指定されているような、認証されているような優れた産物ですよね、その価値を最大化するために、私は 12 月のこの委員会でガストロノミーという考え方を皆さまと一緒に考えてもらったわけだけれども、加工業者であるとか料理人であるとか、そういう人たちの力というのは神奈川県の中でも大変大きいというふうに思っています。神奈川は、かなり恐らく日本でも、多分、一番農林水産物の価値を上げていくガストロノミーという視点で見たときに、多分、日本一ではないかなというふうに思っているんですね。

東京湾、相模湾、もう日本でも指折りの漁場がある。三浦半島をはじめ県内で大変優れた農産物もあります。あと、もう一つは、やっぱり田舎じゃなくて都会だということなんだと思うんです。大きな消費地を、横浜、川崎はもちろんのこと、東京だってすぐそばですよね。そういう大きな消費地を抱えていて、しかもそこには優れた、さっき申し上げたような加工業者であるとか料理人の人たちとか、たくさんいらっしゃるわけですよ。そういう力が加わっていって、その一つ一つの産品にストーリーをつくっていく、あとは体験をする機会をつくっていく、いろんなグルメツアーなんかもあるでしょうけれども、いろんなそういうことを積極的に行っていく、あるいは協力してくださる店舗がありますよね。そうしたところも、今そうやって選定してもらうだけで十分だって、それ以上のことはなかなか望めないという、それもよく分かるんですけれども、そうした店舗の協力などもいただいて、本当にいろんな力を結集をして、本当に神奈川は物すごく恵まれた環境にあるというふうに思っているので、このかながわブランドの価値というのをもっともっと引き上げていただく取組をぜひしていただけるように要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。